労働組合費に関する調査（単組用調査票）

２０２４年１0月

日本労働組合総連合会

（公財）連合総合生活開発研究所

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本調査は、連合（日本労働組合総連合会）と連合総研（連合総合生活開発研究所）が共同で行う調査プロジェクトで、労働組合の財政と組合費の実態および課題の把握を目的に、1975年より２～３年間隔で実施し、今回で21回目となりました。構成組織及び単組を取り巻く環境が大きく変わるなか、労働組合の持続可能な活動を進めるうえで、組合財政の実態把握はより一層重要となってきています。

本調査は労働組合費の実態を継続的に把握している唯一の調査であり、日本の労働運動の貴重な財産となっています。お忙しいところ大変恐縮ですが、なにとぞ調査へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、回答は統計的に処理しますので、個々の回答内容が外部に漏れることはありません。また、回答内容を本調査の目的以外に使用致しませんので、安心してご回答ください。

敬具

＜記入上のお願い＞

|  |
| --- |
| 調査票に記入するデータは、貴組合の直近会計年度の決算報告書等を使用して下さい。 |

＜調査票の返信、返送＞

|  |
| --- |
| ・本調査は、原則ウェブを通して回答して頂く調査となっています。　回答される組合は、下記のウェブサイトより入ってください。・回答の期限は2024年11月29日（金）です。調査票のウェブサイト<https://rcky.org/c/index.php/432511?lang=ja> |

＜本調査の内容の問合せ先＞　　　労働調査協議会　担当：西村、後藤

℡　03―6257―3883　FAX　03―6257―3884

E-Ｍail： nishimura@rochokyo.gr.jp

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貴組合名 |  |  |
| 所属産業別労働組合名 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 記入者氏名 |  | 役職名 |  |
| Ｔ　Ｅ　Ｌ | 　　　　　　　（　　　　　） |
| Ｅ―Ｍail |  |

Ｆ１　現在の組合員数

（パート、契約、臨時、嘱託社員など非正規雇用の組合員と、定年退職後の再雇用（再任用）、勤務延長の組合員を含めてください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現在の組合員数　 |  | 人 （1-6） |

Ｆ２　３年前（2021年）と比べた組合員数の変化

１．大幅に減少した

２．やや減少した

３．変わらない

４．やや増加した

（7）

５．大幅に増加した

注：３年前の2021年以降に企業・団体組織の統合があった場合は、統合前の複数組織の合計した組合員数と対比してご回答ください。

Ｆ３　業　種（複数の業種にまたがる場合は、主な業種を１つ選んでください）

１. 製造業：金属（鉄鋼、造船、非鉄、金属機械、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械）

２. 製造業：化学（紙、パルプ、化学、印刷、ゴム、石油、ガラス、窯業）

３. 製造業：その他（繊維、食品、その他製造業）

４. 資源・エネルギー（電力、ガス、水道）

５. 交通・運輸（鉄道、交通、運輸、航空、郵便）

６. 情報・出版（放送、通信、出版、情報処理）

７. 商業・流通（卸売、小売等）

（8-9）

８. サービス・一般（外食、観光、ホテル、ビル管理、教育、介護等）

９. 金融・保険・不動産

10. 建設・資材・林産

11. その他非製造業

12．公務・公営（国や地方自治体、公立学校、国営・公営企業、独立行政法人など）

＜本調査における組合費の定義＞

|  |
| --- |
| 本調査における組合費とは、組合が組合員から徴収する金額のうち、罷業資金の積立金や共済会費、ボランティア基金等の会費、支出を除いたものを指します。 |

＜正規雇用の組合員における１人当たり平均組合費＞

問１　正規雇用の組合員から徴収している１人当たりの平均組合費（直近の会計年度）はいくらですか。組合費の平均月額を記入して下さい。　注：一時金からの徴収やスト徴収金は除外して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 正規雇用の組合員１人当たり平均組合費　 |  | 円 |

（10-14）

問２　正規雇用の組合員１人当たりの平均賃金（直近の会計年度）はいくらですか。組合費のベースとなる所定内賃金の平均月額を記入して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　正規雇用の組合員１人当たりの平均賃金 |  | 円 |

（15-20）

＜正規雇用の組合員における組合費徴収基準＞

問３　組合費の徴収はどのような基準によって行われていますか。

１．定率

２．定額

３．定率と定額の併用

４．所得ランク

（21）

５．逓減方式

６．その他

問４　（前問で１または３に回答の組合に）定率で徴収する基準となる賃金は何ですか。

１．基本賃金

２．所定内賃金

（22）

３．その他

問５　毎月徴収する組合費に上限額（率）を設定していますか。

１．定額で設定している

（23）

２．定率で設定している

３．設定していない

問６　（前問で上限を「１．定額で設定している」、または、「２．定率で設定している」組合に）貴組合では過去３年の間に組合費の上限額（率）を変更しましたか。

１.引き上げた

（24）

２.変更しなかった

３.引き下げた

問７　（問５で「１.定額で設定」または「２．定率で設定」と回答した組合に）組合費の上限額（率）についてお聞きします。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 円（25-29） |

Ａ．（問５で「１．定額で設定」と回答した組合に）

組合費の上限の金額は１ヶ月いくらですか。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｂ．（問５で「２．定率で設定」と回答した組合に）給与に対する上限の率はどの程度ですか。 |  |  |  |
|  | ％（30-34） |

＜正規雇用の組合員における一時金からの組合費の徴収＞

問８　一時金から組合費を徴収していますか。

（35）

　１．一時金から徴収する制度があり、徴収している

２．一時金からの徴収制度はあるが、直近の会計年度は徴収しなかった

３．徴収していない

問９　（前問で「１．一時金から徴収する制度があり、徴収している」と回答した組合に）１人当たり年間平均徴収額はいくらですか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １人当たり年間平均徴収額　 |  | 円（36-41） |

記入意見（１）　問８で「１．一時金から徴収する制度があり、徴収している」と回答した組合にお伺いします。

一時金の徴収基準はどのようなものですか。その内容を以下の欄に具体的に記入して下さい。

|  |
| --- |
|  |

＜正規雇用の組合員における組合費の変更＞

問10　過去３年、貴組合では、組合費徴収基準（率）の変更や固定額部分の増減により、月額組合費の引き上げもしくは引き下げを行いましたか（賃金改定に自動的にスライドする組合費の自然増（減）のケースは除外して下さい）。

（21-25）

１．組合費の引き上げを行った

（42）

２．組合費について変更は何もしなかった

３．組合費の引き下げを行った

４．組合費を一時的に減額または返金した

５．組合費の徴収を停止した

問11　（問10で「１．引き上げを行った」または「３．引き下げを行った」に回答の組合に）組合費の引き上げ額または引き下げ額は月平均いくらですか（定率方式の場合は、金額に換算した額をご記入下さい。定額方式の場合はそのまま金額をご記入下さい）。

　Ａ．（問10で「１．引き上げを行った」に回答の組合に）組合費の引き上げ額はいくらですか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　月平均引き上げ額 |  | 円（43-46） |

　Ｂ．（問10で「３．引き下げを行った」に回答の組合に）組合費の引き下げ額はいくらですか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　月平均引き下げ額 |  | 円（47-50） |

問12　（問10で「１．引き上げを行った」に回答の組合に）組合費の引き上げを行った理由は何ですか。以下の中から、あてはまるものを３つ以内で選んで下さい。

　１．組合員の減少により、組合財政の収支が厳しくなったから

　２．膨らんだ組合財政の赤字を解消するため

　３．組合財政を安定させるため

　４．組合活動の内容と水準を今後とも維持するため

　５．非正規雇用の従業員の組織化など組織拡大に資金が必要なため

　６．非正規雇用の組合員の組合費徴収基準を引き上げたから

　７．賃金が上がったから

　８．加盟上部組織(産別、労協、企連など)の会費が引き上げられたから

（51-56）

　９．コロナ禍の影響に対応するため支出が膨らんだから

　10．組合活動の支出が膨らんだから

　11．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問13　（問10で「３．引き下げを行った」に回答の組合に）組合費の引き下げを行った理由は何ですか。以下の中から、あてはまるものを３つ以内で選んで下さい。

　１．組合員が増加して、組合財政にゆとりができたから

　２．組合員から引き下げの要望があったため

　３．罷業資金や各種基金の定額徴収分を廃止したから

４．組合活動の内容を見直して効率化したから

５．組合組織（支部、委員会等）の統廃合を行ったから

　６．専従役員体制をやめたり、専従役員を減らしたため

　７．賃金が下がったから

　８．加盟上部組織（産別、労協、企連など）の会費の変更があったから

（57-62）

　９．コロナ禍の影響により十分な組合活動ができなかったから

　10．組合活動の支出を抑制したから

　11．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

記入意見（２）　（問10で「４．組合費を一時的に減額または返金した」、または、「５．組合費の徴収を停止した」と回答の組合に）組合費の減額、返金、もしくは徴収を停止した理由は何ですか。

|  |
| --- |
|  |

問14　貴組合では現段階において、今後３年の間に組合費の徴収基準（率）の変更や固定額部分の増減などにより、組合費の引き上げまたは引き下げを行う予定はありますか（賃金改定に自動的にスライドする会費の自然増（減）のケースは除外して下さい）。

１．組合費の引き上げを予定している

（63）

２．組合費の変更は予定していない

３．組合費の引き下げを予定している

記入意見（３）　（問14で組合費の「１．引き上げを予定している」、または、「３．引き下げを予定している」と回答の組合に）組合費の引き上げ、引き下げを予定している理由は何ですか。

|  |
| --- |
|  |

＜非正規雇用の組合員における組合費＞

非正規雇用の従業員とは、正社員、正規職員といった正規雇用の従業員とは異なる雇用契約で雇用され、いわゆるパート・タイマー、臨時労働者、契約社員、嘱託社員、会計年度任用職員などの呼称で呼ばれる従業員のことを指します。

なお、本設問における非正規雇用の従業員の範囲には、①派遣・請負労働者といった間接雇用の従業員は入りません。

同様に、②定年退職後の再雇用（再任用）、勤務延長者も入りません。定年退職後の再雇用（再任用）、勤務延長の組合員における組合費に関しては問23～問28にお答えください。

本設問では、組織化した非正規雇用の組合員を、勤務日数や勤務時間数を基準に下記の2つに分類して質問しています。

|  |
| --- |
| Ａ.フルタイム就労組合員：正規雇用の組合員と同等の勤務日数及び勤務時間数の組合員Ｂ.短時間就労組合員　　：正規雇用の組合員と比べ勤務日数または勤務時間数の短い組合員 |

問15　貴組合の企業（団体）には、非正規雇用の従業員は就労していますか。また組合員化していますか。

|  |  |
| --- | --- |
| 　１．就労しており、組合員化している　２．就労しているが、組合員化していない　→　問23へ |  |
| 　３．非正規雇用の従業員は就労していない　→　問23へ（64） |  |

問16　（前問で「1．就労しており、組合員化している」に回答の組合に）非正規雇用の従業員の人数及び組合員化した人数を、Ａ.フルタイム就労者とＢ.短時間就労者のそれぞれについてお答え下さい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 合計人数 |  |  |
|  |  | Ａ.フルタイム就労者数 | Ｂ.短時間就労者数 |
| 非正規雇用の従業員数 | 人（65-70） | 人（71-76） | 人（77-82） |
|  | うち組合員数 | 人（83-88） | 人（89-94） | 人（95-100） |

（101）

問17　（問15で「１．就労しており、組合員化している」に回答の組合に）

非正規雇用の組合員の組合費は、納入方法としてチェック・オフ方式をとっていますか。

|  |  |
| --- | --- |
| 　１．チェック・オフ方式をとっている　２．チェック・オフ方式はとっていない |  |

問18　（前問で「２．チェック・オフ方式はとっていない」に回答の組合に）

貴組合では、非正規雇用の組合員から主にどのような方法で組合費を徴収していますか。

１．組合による給与口座からの引き落とし

２．組合による組合員の個人口座からの引き落とし

（102）

３．組合役員による徴収

４．組合事務所への支払い（納入）

５．クレジットカードによる組合口座への振り込み

６．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問19　（問15で「１．就労しており、組合員化している」に回答の組合に）非正規雇用の組合員の月額組合費の徴収基準をどのように定めていますか。Ａ.フルタイム就労者とＢ.短時間就労者のそれぞれの組合員について主な徴収基準をあげて下さい。

（104）

（103）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １．正規雇用の組合員の組合費と同一基準である | ２．別基準で徴収している（減額している） | ３．組合費は徴収していない |  |
| Ａ.フルタイム就労組合員 | １ | ２ | ３ |  |  |
| Ｂ.短時間就労組合員 | １ | ２ | ３ |  |  |

問20　（前問で１～２に回答した組合に）非正規雇用の組合員の月額組合費はいくらですか。

Ａ.フルタイム就労組合員と、Ｂ.短時間就労組合員のそれぞれについてお答え下さい（直近の会計年度）。

注：問19で「１．正規雇用の組合員の組合費と同一基準である」または「２．別基準で徴収している（減額している）」に回答した組合は、平均額を算出しご記入下さい。一時金からの徴収やスト徴収金、共済会費等は除外して下さい。

注：就労の形態などにより組合費が異なる場合があります。その場合は組合員1人あたりの平均額を算出してご回答ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ａ.フルタイム就労組合員 |  | 円 | （105-109） |
|  |  |  |  |
| Ｂ.短時間就労組合員 |  | 円 | （110-114） |

問21　（問15で「１．就労しており、組合員化している」に回答の組合に）非正規雇用の組合員に対し、

一時金から組合費を徴収していますか。

Ａ.フルタイム就労組合員と、Ｂ.短時間就労組合員のそれぞれについてお答え下さい。

Ａ.フルタイム就労組合員

１．一時金から徴収する制度があり、徴収している

２．一時金からの徴収制度はあるが、直近の会計年度は徴収しなかった

（115）

３．一時金から組合費を徴収していない

４．フルタイム就労の非正規雇用の従業員を対象とした一時金制度はない

Ｂ.短時間就労組合員

１．一時金から徴収する制度があり、徴収している

（116）

２．一時金からの徴収制度はあるが、直近の会計年度は徴収しなかった

３．一時金から組合費を徴収していない

４．短時間就労の非正規雇用の従業員を対象とした一時金制度はない

問22　（前問のＡ、Ｂで「１．一時金から徴収する制度があり、徴収している」に回答の組合に）一時金からの１人当たり年間平均徴収額はいくらでしたか。

Ａ.フルタイム就労組合員と、Ｂ.短時間就労組合員のそれぞれについてお答え下さい。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ａ.フルタイム就労組合員 |  | 円 | （117-121） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｂ.短時間就労組合員　 |  | 円 | （122-126） |

記入意見（４）　貴組合では、非正規雇用の組合員の組合費について、組合費の徴収や引き上げ、徴収基準の変更、徴収対象者の区分など、今後どのように取り組むつもりですか。下記の欄にご記入をお願い致します。

|  |
| --- |
|  |

＜定年退職後の再雇用（再任用）、勤務延長の組合員における組合費＞

問23　貴組合の企業（団体）では、定年退職後に再雇用（再任用）または勤務延長された人を組合員化していますか。

1. 組合員化している
2. 組合員化していない　→　問29へ

（127）

1. 定年退職後に再雇用（再任用）、または勤務延長された人はいない　→　問29へ

問24　（前問で「１．組合員化している」に回答の組合に）再雇用（再任用）または勤務延長された組合員の人数を、Ａ.フルタイム就労とＢ.短時間就労のそれぞれについてお答え下さい。

本設問では、組織化した定年退職後の再雇用（再任用）、勤務延長の組合員を、勤務日数や勤務時間数を基準に下記の2つに分類して質問しています。

|  |
| --- |
| Ａ.フルタイム就労組合員：正規雇用の組合員と同等の勤務日数及び勤務時間数の組合員Ｂ.短時間就労組合員　　：正規雇用の組合員と比べ勤務日数または勤務時間数の短い組合員 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 再雇用（再任用）、勤務延長された組合員数計 |  |  |
| Ａ．フルタイム就労の組合員数 | Ｂ．短時間就労の組合員数 |
| 人（128-132） | **人**（133-137） | **人**（138-142） |

注. Ａ.フルタイム就労とＢ.短時間就労の区別がない場合は、人数の多い区分に人数をご記入ください。

問25　（問23で「１．組合員化している」に回答の組合に）定年退職後の再雇用（再任用）、勤務延長の組合員の組合員の月額組合費の徴収基準をどのように定めていますか。Ａ.フルタイム就労者とＢ.短時間就労者のそれぞれの組合員について主な徴収基準をあげて下さい。

（144）

（143）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １．正規雇用の組合員の組合費と同一基準である | ２．別基準で徴収している（減額している） | ３．組合費は徴収していない |  |
| Ａ.フルタイム就労組合員 | １ | ２ | ３ |  |  |
| Ｂ.短時間就労組合員 | １ | ２ | ３ |  |  |

問26　（前問で1～２に回答の組合に）再雇用（再任用）者、勤務延長者から徴収している１人あたりの組合費は月額で平均いくらですか。Ａ.フルタイム就労組合員と、Ｂ.短時間就労組合員のそれぞれについてお答え下さい。

注：問25で「１．正規雇用の組合員の組合費と同一基準である」または「２．別基準で徴収している（減額している）」に回答した組合は、平均額を算出しご記入下さい。一時金からの徴収やスト徴収金、共済会費等は除外して下さい。

注：就労の形態などにより組合費が異なる場合があります。その場合は組合員1人あたりの平均額を算出してご回答ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ａ.フルタイム就労組合員 |  | 円（145-149） |
|  |  |  |
| Ｂ.短時間就労組合員 |  | 円（150-154） |

問27　（問23で「１．組合員化している」に回答の組合に）再雇用（再任用）者、勤務延長者の組合員に対し、一時金から組合費を徴収していますか。

Ａ. フルタイム就労組合員と、Ｂ. 短時間就労組合員のそれぞれについてお答え下さい。

Ａ.フルタイム就労組合員

１．一時金から徴収する制度があり、徴収している

２．一時金からの徴収制度はあるが、直近の会計年度は徴収しなかった

（155）

３．一時金から組合費を徴収していない

４．フルタイム就労の再雇用（再任用）者、勤務延長者を対象とした一時金制度はない

Ｂ.短時間就労組合員

１．一時金から徴収する制度があり、徴収している

（156）

２．一時金からの徴収制度はあるが、直近の会計年度は徴収しなかった

３．一時金から組合費を徴収していない

４．短時間就労の再雇用（再任用）者、勤務延長者を対象とした一時金制度はない

問28　（前問のＡ、Ｂで「１．一時金から徴収する制度があり、徴収している」に回答の組合に）一時金からの１人当たり年間平均徴収額はいくらでしたか。

Ａ.フルタイム就労組合員と、Ｂ.短時間就労組合員のそれぞれについてお答え下さい。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ａ.フルタイム就労組合員 |  | 円 | （157-161） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｂ.短時間就労組合員　 |  | 円 | （162-166） |

＜組合費の軽減措置＞

問29　下記の勤務形態や働き方などにおける組合費の徴収についてお聞きします。下記のＡ～Ｅのそれぞれについてお答え下さい。 （167-177）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １徴収していない | ２　勤務形態変更前よりも減額して徴収している | ３　勤務形態変更前と同一基準で徴収している | ４組合員でなくなる | ５　該当する組合員はいない |  |
| Ａ．海外長期勤務者 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ |  |  |  |
| Ｂ．出向または長期派遣者 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ |  |
| Ｃ．長期療養者 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ |  |
| Ｄ．育児休業者 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ |  |
| Ｅ．介護休業者 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ |  |

＜上部団体費＞

問30　（Ｆ３「業種」で１～11に回答の組合に）貴組合は、企業連に加入していますか。

注：企業連とは、同一企業あるいは企業グループ毎の単位労働組合による連合会のことを指します。

１．加入している

２．未加入または企業連組織はない

（172）

問31　（前問で「１．加入している」に回答した組合に）加入している企業連への組合員１人あたり月額会費をご記入下さい。

　　注：企業連への会費の中に産業別組織への会費が含まれる場合は除外して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企業連への１人あたり月額会費　 |  | 円（173-176） |

＜罷業資金＞

問32　貴組合は罷業資金を積み立てていますか。

１．積立制度はない　　　→　記入意見（５）へ

２．積立制度はあるが、当期は積み立てていない

３．組合費の一部を積み立てている(年度末決算期に積立額を定めて罷業資金会計に繰り入れる場合を含む)

４．組合費とは別途に徴収し、積み立てている

（177）

５．上記の３、４を併用して、積み立てている

６．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問33　（前問で２～６に回答の組合に）組合員１人平均罷業資金積立月額はどのくらいですか。

注：前問回答で 「２.」の場合　→　組織積立、個人積立、合計とも０を記入して下さい

　 　同　　　　「３.」の場合　→　年度間積立総額÷組織人員数÷12の数式で算出して下さい

　 　同　　　　「４.」の場合　→　徴収月額または年間徴収額合計÷12によって算出して下さい

　 　同　　　　「５.」の場合　→　上記３、４の積立額を合計して月額で記入して下さい

　 　同　　　　「６.」の場合　→　積立額を算出し月額で記入して下さい

　組織積立と個人積立に区分して、それぞれ月額を記入して下さい。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 月　　　額 | Ａ．組織積立 | 非組合員化、組織脱退などでも組合員に返還しない罷業資金 |  | 円 | （178-181） |  |
| Ｂ．個人積立 | 非組合員への移行、組織脱退時に、組合員に返還する罷業資金 |  | 円 | （182-185） |
| 合　　計（Ａ＋Ｂ） |  | 円 | （186-189） |

問34　（問32で２～６に回答の組合に）貴組合における現在の罷業資金の積立総額（積立総残高を指します）をご記入ください。

（193-196）

（190-192）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 罷業資金の積立総額　 |  | 億 |  | 万円  |

問35　前問に回答の積立総額はストライキの場合に賃金補償の何日分に相当しますか。

　　注：現在積立総額が貴組合構成員の基準内賃金（所定内賃金月額）の日割額をベースに何日分に相当するかを算出して記入して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現在の罷業資金積立総額の賃金補償日数　 |  | 日（197-199） |

問36　（問32で２～６に回答の組合に）貴組合には積立限度額の設定がありますか。

１．ある

（200）

２．ない

問37　（問32で２～６に回答の組合に）貴組合では罷業資金を今後どのようにしたいとお考えですか。

１．今後は罷業資金の積立制度をやめるつもりだ

２．制度をやめるつもりはないが、組合員からの徴収を当面見送るつもりだ

（201）

３．組合員からの徴収額を引き下げるつもりだ

４．現行の徴収額を今後とも維持するつもりだ

５．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

記入意見（５）　貴組合では現在、組合の基金、資産などをどのように運用していますか。また、今後どのように運用するつもりですか。具体的事例をご回答ください。（例：株式投資、投資信託、不動産収入など）

|  |
| --- |
|  |

＜財政規模＞

（205-208）

（202-204）

問38　直近会計年度における貴組合の一般会計収入決算額を決算報告書から記入して下さい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 一般会計収入決算額　 |  | 億 |  | 万円 |

問39　直近会計年度における、罷業資金以外の各種積立金の期末繰越総額を記入して下さい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 罷業資金以外の各種積立金の期末繰越総額　 |  | 億 |  | 万円 |

（209-211）

（212-215）

＜一般会計における支出＞

問40　支出項目別に、貴組合の総支出に占める比率（％）を記入して下さい。 （216-229）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ａ.上部団体費（産業別組織） |  | ％％％％％％％％ |
| Ｂ.上部団体費（企業連） |  |
| Ｃ.その他の関係団体費 |  |
| Ｄ.交付金 |  |
| Ｅ.人件費 |  |
| Ｆ.活動費 |  |
| Ｇ.その他 |  |
| Ａ～Ｇの合計 | １００ |

①支出には、貴組合の下部組織の人件費や組合活動費など、組合組織全体の支出すべてを加えて下さい。

②貴組合において、罷業資金、闘争資金、救援者救済資金、国際連帯基金、ボランティア基金等の特定の事業目的のための特別会計をたてている場合には、これらの支出・積立は本設問の対象から除外して下さい。

③支出項目の分類内容は貴組合の判断にお任せしますが、２項目以上を合せた比率を記入しないで下さい。

④支出のない項目に対しては、「０」をご記入下さい。

⑤一般会計の共済積立金は「Ｇ.その他」に含めて下さい。

⑥各費目の比率は小数点第１位を四捨五入して、Ａ～Ｇの費目の計が100％になるようにして下さい。

⑦「Ｄ.交付金」は貴組合の支部、分会など地域組織への交付金で、地方連合会、産業別組織の地方組織、業種別組織への支出等を含みます。

＜組合財政への取り組み状況＞

問41　貴組合では、過去３年の間に、組合財政に対しどのような取り組みを行いましたか。下記のＡ～Ｋのそれぞれについてお答え下さい。 （230-240）

（209-219）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １．実施した | ２．実施しなかった |  |  |
| Ａ．組合費の徴収基準の見直し（上限引き上げや徴収率の見直し等） | １ | ２ |  |  |
| Ｂ．非正規雇用の組合員の組合費の引き上げ | １ | ２ |  |  |
| Ｃ．繰越金や特別会計による赤字収支の補填 | １ | ２ |  |  |
| Ｄ．借り入れによる赤字収支の補填 | １ | ２ |  |  |
| Ｅ．活動の内容や範囲の見直しによる支出の選択と集中 | １ | ２ |  |  |
| Ｆ．執行委員定数の見直しによる役員の削減 | １ | ２ |  |  |
| Ｇ．専従体制の見直し（専従者の減員、専従体制の廃止） | １ | ２ |  |  |
| Ｈ．組合役員手当の見直し | １ | ２ |  |  |
| Ｉ．組合事務所等における職員のパート・派遣社員化 | １ | ２ |  |  |
| Ｊ．財政負担軽減のための支部・分会、委員会の再編・統合 | １ | ２ |  |  |
| Ｋ．組合財政立て直しのための特別委員会やプロジェクトの設置 | １ | ２ |  |  |

記入意見（６）　（上記の問41Ｅで「１．実施した」に回答した組合に）貴組合ではどのような「活動内容や範囲の見直し」を行いましたか。具体的内容をご回答ください。

|  |
| --- |
|  |

＜会計監査の状況＞

問42　貴組合における会計監査の仕方についてお聞きします。

Ａ．貴組合では会計監査を職業資格のある会計監査人に委託していますか。それとも内部監査のみで行っていますか。

　　１．職業資格のある会計監査人による外部監査のみを実施している

（241）

　　２．内部監査のみを実施している

　　３．上記１と２の両方を実施している

Ｂ．（前問で１または３に回答の組合に）外部監査のための年間の監査料（委嘱料）はいくらですか。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 万円（242-244） |

Ｃ．（設問Ａで２に回答の組合に）貴組合では今後、会計監査を職業資格のある会計監査人に委託することを考えていますか。

　　１．今後は外部監査のみ実施する

（245）

　　２．今後は内部監査と外部監査の両方を実施する

　　３．今後とも内部監査のみ実施する

　　４．現在のところ検討していない

＜役職員体制＞

問43　貴組合の専従役員及び職員の人数についてお伺いします。

①貴組合の一般会計で人件費を負担している専従役員及び職員についてご記入下さい。

②該当する欄に対象者がいない場合は「０」を必ず記入して下さい。

③貴組合本部の専従役員だけでなく、貴組合の支部など下部組織などに在籍している専従役員や職員も含めてご回答下さい。

④企業籍の有無にかかわらず、貴組合が人件費を負担している上部団体への派遣専従役員も加えて下さい。

⑤企業からの派遣や購買部・共済との兼務により、組合の一般会計から人件費負担のない方は除外して下さい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| Ａ.専従役員 | 男　性 | 女　性 | 合　計 | R2 |
|  |  |  | 人（1-9） |
|  |
| Ｂ.職　員（1）正規職員 | 男　性 | 女　性 | 合　計 |  |
|  |  |  | 人（10-18） |
| （2）パート・アルバイト・派遣職員 |  |  |  | 人（19-27） |

＜非専従役員の役員手当＞

問44　貴組合では、下記の非専従役員（支部役員は除く）に毎月、定額の役員手当を支給していますか。下記のＡ～Ｄのそれぞれの役職についてお答えください。なお、役員手当には組合活動による離籍補償は含みません。また、役員手当は税務処理が必要となります。

（28-31）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １．支給している | ２．支給していない | ３．非専従の役職者はいない |  |  |
| Ａ.委員長 | １ | ２ | ３ |  |  |
| Ｂ.書記長 | １ | ２ | ３ |  |  |
| Ｃ.副委員長 | １ | ２ | ３ |  |  |
| Ｄ.委員長、副委員長、書記長以外の執行委員 | １ | ２ | ３ |  |  |

問45　（前問のＡ～Ｄで「１．支給している」に回答の組合に）非専従役員手当の1か月の１人当たり支給額はいくらですか。

注１.非専従の「Ｃ.副委員長」が複数いる場合は、役員手当の支給額の平均をご回答ください。

注２.「Ｄ.委員長、副委員長、書記長以外の執行委員」において、執行委員により役員手当の支給額が異なる場合は、支給額の平均をご回答ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ａ.委員長 |  | 円 | （32-36） |
| Ｂ.書記長 |  | 円 | （37-41） |
| Ｃ.副委員長 |  | 円 | （42-46） |
| Ｄ.委員長、副委員長、書記長以外の執行委員 |  | 円 | （47-51） |

＜財政状況の変化＞

問46　貴組合の財政状況についてお聞きします。

Ａ．貴組合の財政状況はコロナ禍前の2018年と比べどのように変わりましたか。

１．大幅に改善した

２．やや改善した

３．特に変化はなかった

（52）

４．やや悪化した

５．大幅に悪化した

Ｂ．（設問Ａで１または２に回答の組合に）貴組合における組合財政の改善はどのような理由によるものですか。以下の中から、あてはまるものを３つ以内で選んで下さい。

１．組合員が増えたから

２．組合費を引き上げたから

３．賃上げなどにより一人あたりの組合費が上がったから

（53-58）

４．支部・分会、委員会の統廃合など組合組織を簡素化したから

５．専従役員体制を見直したから

６．職員（書記）体制を見直したから

７．組合活動を見直して効率化を図ったから

８．職場集会や執行委員会、会議、学習会などが中止、延期になったから

９．組合レクなど組合員参加のイベントが中止、延期になったから

10．組合員への連絡、組合ニュースの配布をＳＮＳやメール送信に切り替えたから

11．執行委員会や打ち合わせなどをZoomなどオンライン会議システムに切り替えたから

12．出張や集会、イベント、外部の会議への参加を中止したから

13．物価上昇や人件費アップの影響が大きくなかったから

14．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

Ｃ．（設問Ａで４または５に回答の組合に）貴組合における組合財政の悪化はどのような理由によるものですか。以下の中から、あてはまるものを３つ以内で選んで下さい。

１．組合員が減少したから

２．組合費を引き下げたから

３．組合員一人あたりの組合費が上がったから

４．支部・分会、委員会活動に費用がかかったから

（59-64）

５．専従役員体制維持のため人件費が増えたから

６．職員（書記）の増員が必要になったから

７．職場集会や執行委員会、会議、学習会の費用がかかったから

８．組合レクなど組合員参加のイベントに費用がかかったから

９．組合員とのコミュニケーション実現に費用がかかったから

10．Zoomなどオンライン会議システム導入に費用がかかったから

11．出張や集会、イベント、外部の会議が、以前の実施状況に戻ったから

12．物価や人件費が大幅に上昇したから

13．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

記入意見（７）　貴組合では、組合活動においてどのような支出が増えていますか。その支出内容と事例について具体的にご記入ください。例：「組合書記の人件費」、「役員手当」、「出張交通費」、「出張宿泊費」、「光熱水道費、事務用品費など組合事務所維持費」、「組合ニュース発行費」、「組合活動のためのシステム導入または維持費」など。

|  |
| --- |
|  |

記入意見（８）　貴組合では、組合財政においてどのような問題がありますか。また、こうした問題に対し今後の対策及び取り組みをどのように進めるつもりですか。下記の欄にご記入お願いします。

|  |
| --- |
|  |

ご協力ありがとうございました。